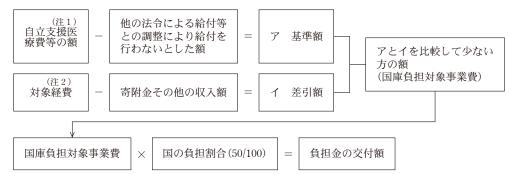
(19) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 55,054,771円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関等から自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、自立支援医療費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、障害者医療費国庫負担金交付要綱(平成21年厚生労働省発障第0519001号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



- (注1) 自立支援医療費等の額 自立支援医療等に要した費用のうち、前年度の3月診療分から当該年度の 2月診療分までの額
- (注 2) 対象経費 都道府県等が自立支援医療費等の支給に要する費用であり、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの当該費用

本院が23都道府県の90事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認 める国庫 負担対 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
(185) 千葉県	千葉県	平成29~ 令和 3	千円 38,981,471	千円 19,490,735	千円 110 , 109	千円 55 , 054	対象経費等の集 計を誤っていた もの

千葉県は、平成29年度から令和3年度までの負担金の交付額の算定に当たり、基準額及び対象経費について、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの自立支援医療費の額を基に算定すべきところ、誤って、当該年度の4月診療分から3月診療分までの当該費用の額を基に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が計 110,109,542 円過大に算定されており、これに係る負担金計 55,054,771 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、負担金交付額の算定に際し、国庫負担対象事業 費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこ となどによると認められる。